

子育て支援・少子化対策 ①

1 家庭・地域における子育て支援

拡 特別保育事業 H16 H25 H26.10
 ・病児病後児 7か所 ⇒ 76か所 ⇒ 78か所
 ・延長保育 152か所 ⇒ 216か所 ⇒ 219か所
 ・休日保育 15か所 ⇒ 59か所 ⇒ 63か所

新 病児・病後児サポート推進事業

病児・病後児保育推進セミナー等の開催

○ 民間保育所緊急整備事業

拡 放課後児童クラブ事業

・H16 156か所 ⇒ H25 219か所 ⇒ H26.10 223か所

《うち18時以降開所》

H16 0か所 ⇒ H25 58か所 ⇒ H26.10 68か所

新 放課後児童クラブ時間延長支援事業

18時30分を超えて開設するクラブに対する補助

拡 とやまっ子さんさん広場推進事業

・H16 0か所 ⇒ H25 23か所 ⇒ H26.10 24か所

新 子育て支援人材育成・マッチング事業

学生等向け出前講座の開催



地域力を活用

○ とやまっ子みらいフェスタの開催

○ 子育てシニアサポート事業

サポーター約590名

○ 一緒に子育て！パパの育児スタート支援事業



とやまっ子みらいフェスタ (H25.9.7 黒部市)

2 仕事と子育ての両立支援

○ 仕事と子育て両立支援パワーアップ推進事業

優れた取組事例の紹介、企業内研修会への講師派遣等

H21.6 子育て支援・少子化対策条例制定

51～100人規模の企業にも一般事業主行動計画を義務付(H23.4～)

51人～100人企業 H20 13.8% → H26.2 97.2%(451社/464社)

○ ママの就活応援プロジェクト事業

新 男性の家事・育児参加促進事業

○ ママたちの再チャレンジ応援塾の開催

新 女性の再就職セミナーの開催(魚津・高岡)

事業所内保育施設等の設置促進

(H16:27か所 → H25:46か所)

入札参加資格の優遇(50人以下の企業について加点など)

建設工事、物品等

健康づくり

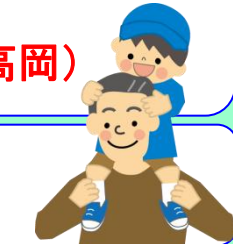
女性の健康オープンセミナーの開催等

新 女性の健康応援事業

○ 周産期医療体制整備事業

新 風しん抗体検査事業

先天性風しん症候群予防のため抗体検査を実施



子育て支援・少子化対策 ②

3 子どもの健やかな成長の支援

子どもの権利と利益の尊重

新 児童虐待対応能力向上事業

児童虐待対応関係者の面接技術向上

新 里親新規開拓推進事業

H18:512人 → H24:19,690人
(11講座) (392講座)

家庭の教育力の充実

拡 とやま親学び推進事業

○ いじめ総合対策事業



親を学び伝える学習プログラム

子どもの生きる力の育成

○ 公民館親子で高志の国探検事業

○ 小学1年生 安心子育て支援事業



男女の出会いの機会の充実

新 とやまマリッジサポートセンター事業

マリッジサポートセンターを設立し、結婚支援事業(お見合い、スキルアップセミナー、情報提供等)を総合的に実施

○ とやまで愛(出会い)サポート事業

○ とやま縁結び応援事業

サポーター
約100名

これまで
40組が
結婚・婚約



4 経済的負担の軽減 (国の制度が基本、県単も)

年間15万円×3回(一部の治療:上限7.5万円)

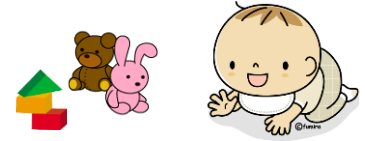
拡 39歳以下の新規申請 6回まで年間助成回数制限なし

○ 不妊治療費助成

○ 妊産婦、乳幼児医療費助成

○ 産婦健康診査費の助成

○ とやまっ子 子育て応援券事業



有効期間 3年間
(H22年度までは2年間)

保育サービス等利用券を配付
第1・2子に1万円、第3子以降に3万円

<利用券によるサービス(例)>

一時預かり、病児・病後児保育、母乳相談、予防接種、乳児の沐浴指導等
「読み聞かせ絵本(指定絵本)」の購入、フッ素塗布(保険外診療)

○ 子育て家庭に対する支援施策の検討

子育て支援・少子化対策県民会議に専門部会を設置

○ 児童手当の支給(月1万円~1.5万円)

○ 保育所、幼稚園保育料軽減

○ 多子世帯(3人以上)低利融資

○ 住みよい家づくり融資制度



利用247件 県外5百万円まで
県内3百万円まで

子育て世帯への住宅取得支援
5百万円まで、15年以内償還

5 子育て支援の気運の醸成

新 少子化対策県民大会の開催

○ 子育て応援団普及事業



協賛店 H18(導入時) 約1,500施設
→ H25 約2,400施設

保育士人材確保等事業

1 保育士・保育所支援センター事業

保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するため、潜在保育士の就職支援や保育所で勤務する保育士からの相談対応等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置し、保育士の人材確保と就業継続を支援する。

(1) センター開設年月：平成 25 年 6 月

(2) 実施主体：富山県（富山県社会福祉協議会に委託）

(3) 事業内容：保育士・保育所支援センター相談員を配置し、次の業務を行う。

- ・ 保育所の募集採用状況の把握、潜在保育士の活用に向けた助言
- ・ 潜在保育士の再就職を支援するための研修会等の実施
- ・ 求職者のニーズに合った就職先の提案
- ・ 求職者と雇用者双方のニーズ調整
- ・ 保育所に勤務する保育士からの相談や保育士資格の取得希望者からの相談対応 等

(4) 平成 26 年度予算額：3,775 千円（委託料 国（基金）1/2、県 1/2）

内訳 相談員 1 名（コーディネーター）

(5) 平成 25 年度マッチング実績

就職者数 87 名（潜在保育士 32 名、現役保育士 12 名、学生 40 名、
保育士補助（資格取得中）3 名）

うち H25 年度就職 29 名（潜在保育士 26 名、保育士補助（資格取得中）3 名）

うち H26.4 月就職 58 名（潜在保育士 6 名、現役 12 名、学生 40 名）

2 保育士人材確保等研修事業

保育士の人材確保を図るため、潜在保育士の再就職を支援する研修を実施し、現場で実践的に働くイメージや最近の保育事情を知ること、潜在保育士の不安を取り除き、就労につなげる。また、経営者向けの研修会を開催し、園側が職員採用から育成等を効果的に行うことにより、職員の定着につなげるもの。

(1) 実施主体：富山県（富山県社会福祉協議会に委託）

(2) 事業内容：①就職相談会

②再就職支援研修（再就職を目指す保育士及び再就職してから
概ね 3 年未満の保育士 30 名程度）

③経営者向け研修（法人理事長、園長、人事担当者等 80 名程度）

(3) 平成 26 年度予算額：514 千円（委託料 国（基金）1/2、県 1/2）

子育て支援人材確保推進事業 (地域少子化対策強化交付金 10/10)

1 趣 旨

県内在住の保育士登録者に対し、子ども・子育て支援新制度の概要や保育士への応援メッセージを紹介するリーフレットを作成・配布するとともに、保育士の就業に関する意向調査を実施し、保育士の就業ニーズを把握することにより、保育現場や放課後児童クラブなど子育て支援事業に従事する潜在保育士の掘り起こしやマッチング、現役保育士の就業継続の支援を推進する。

2 実施主体 県

3 事業概要

子育て支援人材確保推進事業（5, 818千円）

【対象】保育士登録者 約12,000人

【内容】

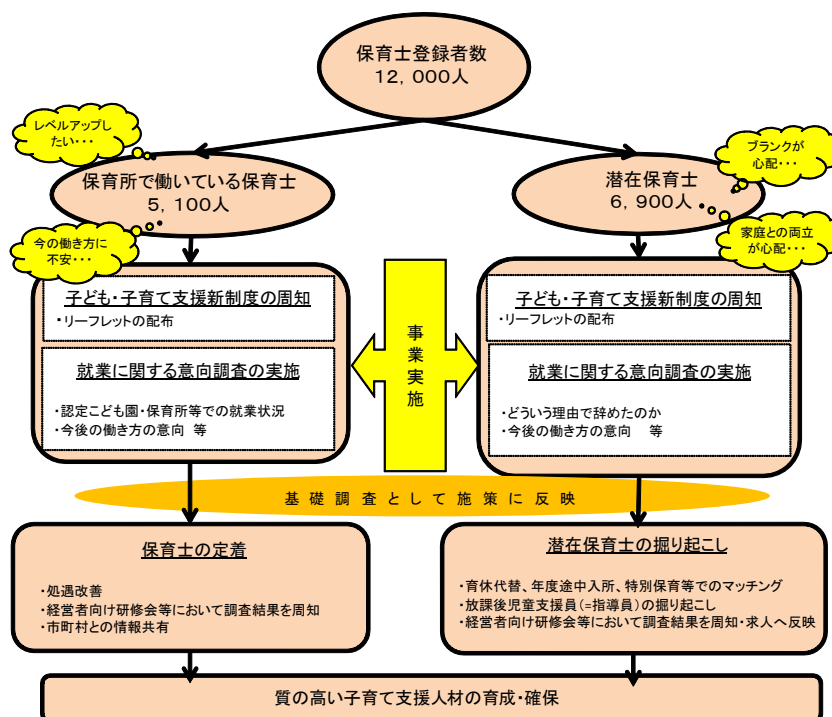
ア 新制度PRリーフレットの作成・配布

- ①子ども・子育て支援新制度など保育を取り巻く最近の情勢をわかりやすく紹介
 具体例：新制度の全体概要、保育士資格・幼稚園教諭免許状の特例制度について
 放課後児童クラブ等地域子ども・子育て支援事業 など

- ②現役保育士からのメッセージ（潜在保育士からの復職事例など）

イ 保育士の就業に関する意向調査の実施

- ①就業継続中の保育士向け：勤続年数、これまで継続できた理由、今後の働き方の意向、継続するために必要なことなど
- ②潜在保育士向け：過去の勤続年数、ブランク年数、辞めた理由、今後の働き方の意向、保育士として復職するために重視することなど
- ③放課後児童クラブで放課後児童支援員（＝指導員）として働く意向について



子ども・子育て支援新制度に関する主な動き

●経過・今後の流れ

年月	主体	内容
平成25年度	国	子ども・子育て会議等における検討
	市町村	ニーズ調査実施・市町村計画検討開始
	県	県計画検討開始・市町村計画策定支援
平成26年4月～	国	関係府省令案の提示 公定価格仮単価提示
9月	県・市町村	計画案 中間報告（量の確保方策含む） 関係条例等の検討・制定
～27年3月	県・市町村	計画策定
平成27年4月		新制度施行・計画期間スタート

● 主な動き

○新制度の運営には年間約1兆円超が必要

- ・消費税財源で確保できる財源は0.7兆円
- ・0.3兆円超は、予算編成過程で歳入・歳出の見直し等の動向を踏まえて確保に取り組む

量的拡充	質的改善
4068億円程度	3003億円程度
・保育40万人増・延長・病児保育、放課後児童クラブ、一時預かり等の利用児童数・箇所数の増等	・職員配置の改善 3歳児（現20:1→15:1へ改善） ・職員給与の改善（+3%）等

○認定こども園・幼稚園・保育所に共通の給付（施設型給付）の充実

- ・施設に支払われる給付は、現状より1割程度増える見通し（平成29年度）
（職員数の増等が条件）

○利用者負担（保育料）

- ・保育料の水準は現行どおり
- ・同時入所の軽減制度についても現行どおりを想定

○放課後児童クラブの拡充

- ・対象年齢を拡大（おおむね10歳未満 → 小学校6年生）
- ・新たに国が定めた基準を踏まえ、市町村が条例で設備・運営の基準を制定（職員配置基準（2人以上配置、うち1人は有資格者）等）
- ・18時半を超えて開所するクラブの人件費を改善（時間延長の支援）

子どもの貧困対策の推進に関する法律について (平成25年法律第64号)

現状・背景

- 子どもの貧困率
18歳未満の子どもで **15.7%** (2010年OECD加盟34カ国中25位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- ひとり親世帯での貧困率 **50.8%** (2010年OECD加盟34カ国中33位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- 生活保護世帯の子ども的高等学校等進学率 **89.9%** (全体 98.4%)
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

■ 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり

